

令和 6 年度第 16 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出 日：令和 6 年 1 月 19 日
 担当部・課：総務部総務課〔内線 4039〕

① 件 名
公益通報制度の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市の下水道工事に係る官製談合事件について、本年 10 月 10 日、仙台地方裁判所において職員 2 名に有罪判決が言い渡され、同月 21 日付けで懲戒免職処分となった。 同事件を受け本年 4 月 22 日に石巻市官製談合再発防止検討委員会を設置し、事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証、行政課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を進めている。</p> <p>【目的】 再発防止策の一つとして、内部の職員等からの通報において、通報者の範囲拡大、匿名通報の受付、外部受付窓口の設置、特定要求行為の明文化を行うもの。 また、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」を踏まえ、外部の労働者などからの公益通報に対応する「外部公益通報窓口」を新たに設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号） 信頼される市政のためのコンプライアンス条例（平成 18 年条例第 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 6 年 4 月 石巻市官製談合再発防止検討委員会設置 7 月 官製談合再発防止策の職員アンケート調査を実施</p>
⑤ 主な内容
<p>公益通報制度の見直しに伴い、現行の信頼される市政のためのコンプライアンス条例（以下「コンプライアンス条例」という。）の改正部分が広範囲にわたり、かつ、規定の追加、削除、文言整理等を大幅に行う必要があることから、同条例の全部改正を行う。</p> <p>【現行の公益通報制度】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部の労働者等からの通報（実名） コンプライアンス委員会（事務局：総務部総務課）あて通報可（「実名」による通報のみ） <p>【見直し内容（公益通報制度ほか）】 現行の公益通報制度（内部の労働者等からの通報（実名））に加え、新たに次の制度を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益通報制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部の労働者等からの通報（匿名） 通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行う。（客観的に証明できる資料等がある場合に限る。） また、通報者の範囲を拡大し、市と請負契約を締結している事業従事者、指定管理の事業従事者、市に役務提供している派遣等労働者（いずれも 1 年以内の退職者を含む）を新たに追加する。

<p>(2) 内部の労働者等からの通報（実名・匿名）の外部受付窓口設置 通報者の通報保護に対する不安解消等、より通報しやすい環境整備のため、新たに外部受付窓口を設置する。</p> <p>(3) 外部の労働者等からの通報（実名・匿名） 市が権限を有する処分、勧告等のうち、外部事業者（民間事業者）の法令違反等について、外部の労働者等から公益通報を受け付ける窓口を新たに設置する。 （通報受付窓口：コンプライアンス委員会事務局（総務部総務課内））</p> <p>2 特定要求行為に関する対応 今回、事件の再発防止策と合わせて、現行規定の「不当要求行為等」を「特定要求行為」及び「不当要求行為」として新たに規定し、明確化する。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>現在の公益通報制度を拡充し通報しやすい制度とすることで、職員等の法令違反等の早期把握、未然防止が可能となり、公正な職務の遂行が確保される。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>【県内における公益通報（内部通報）の外部窓口設置自治体】 宮城県、仙台市</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和6年12月 市議会第4回定例会に信頼される市政のためのコンプライアンス条例の全部を改正する条例について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p>